

令和8年3月25日

令和8年第3回琴浦町議会定例会

【諸般の報告(追加報告)】

報告第5号 専決処分について〔建設工事委託変更契約の締結について(令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託)〕

報告第6号 専決処分について〔訴えの提起について(住宅新築資金等貸金返還請求事件)〕

報告第5号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 建設工事委託変更契約の締結について

[令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託]

令和8年3月25日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

建設工事委託変更契約の締結について

〔令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託〕

令和 8 年 3 月 1 3 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年3月25日付の第1回変更契約で議決を得た、令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第2回変更契約後

工事委託名：令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託

工事場所：琴浦町大字八橋

工事完成期限：令和8年3月27日

委託金額：73,950,000円

委託の相手方：鳥取県知事 平井 伸治

変更後	変更前
3 工事完成期限 <u>令和8年3月27日</u>	3 工事完成期限 <u>令和8年3月19日</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

【工期延長理由】

残土の流用先である県施工の別工事との工程調整により、工期内の完成が困難となったため。

報告第6号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 訴えの提起について〔住宅新築資金等貸金返還請求事件〕

令和8年3月25日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を専決する。

記

以下の事件の訴えの提起について

- 1 事件名 住宅新築資金等貸金返還請求事件（1件）
- 2 原告 琴浦町
- 3 被告 借受人の相続人（4名）
- 4 請求の要旨
 - ア 滞納金の支払い
 - イ 遅延損害金の支払い
 - ウ 訴訟費用の負担との判決並びに仮執行宣言を求める。

令和 8 年 3 月 6 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子